

防災訓練を実施しました！

LPガス充填所を運営している事業者は「高圧ガス保安法」に基づいて年一回『防災訓練』を実施する必要があります。当社の福山営業所では、7月9日に実施しました。

【想定】

充填作業中、強度の地震発生により充填された50kg容器の一部が転倒し、LPガスが噴出。LPガス遮断中に1名の負傷者が発生。

【内容】

- ① 「地震発生」を宣言、全員が事務所前に集合。
- ② [連絡班] は、事前に申請している消防署にLPガス噴出事故が発生した旨を電話連絡。
- ③ [処置班] : 転倒容器を引き起こし防災工具による噴出ガス遮断作業を実施。
 [消火班] : 処置班の風上側で消火器を構えて出火警戒を実施。
 [検知班] : ガス漏れ検知器を使用して周辺のガス濃度の測定を実施。
 [散水班] : 散水ポンプを作動させ、LPガスタンクへの散水を実施。
 [警戒班] : 正門前で交通規制を実施。
 [広報班] : 広報車にて周辺に対し火気使用禁止の周知を実施。
 [救護班] : 処置班のうち1名の「負傷者役」を安全な場所に移動させ救護を実施。
- ④ [処置班] の噴出ガス遮断作業が完了したら、各班は事務所前に再集合し処置完了を報告。
- ⑤ [連絡班] が消防署に処置完了を電話連絡し防災訓練は終了。
 (以上約20分程度)



地震発生



避難



初期活動指示



消防への緊急連絡



ガス漏洩処置開始



ガス濃度測定



出火警戒



散水



正門での交通規制



広報活動



けが人の救護



専務講評

地道に訓練を行うことにより、いざというときの安全確保につなげます。